

# 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階のうち政令関係）に対する意見募集の結果について

令和元年 10 月 2 日  
原子力規制庁

## 1. 概要

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（概要）について、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見募集を実施しました。

期 間： 令和元年8月1日から同年8月30日まで（30日間）

対 象： 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（概要）

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及びFAX

## 2. 意見公募の結果

○御意見数：10件\*

○御意見に対する考え方：別紙のとおり

---

\*御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数については、別紙のとおり12件。

## 提出意見とこれに対する考え方

番号	提出意見	考え方
1	<p>1. 原子炉等規制法施行令（昭和 32 年政令第 324 号）の一部改正 （1）原子力規制検査に係る手数料の新設等</p> <p>別途パブリックコメント中の「原子力規制検査等実施要領」の「3 法定確認行為等の実施と原子力規制検査の関係」では、「法定確認行為等に係る事業者からの申請等があった場合には、申請等以前の関連する事業者の活動に対する原子力規制検査の結果を確認する&lt;以下、略&gt;」とされており、原子力規制検査によって法定確認行為の効率化が図られるものと考えます。</p> <p>従って、現行政令に定められている法定確認行為に係わる手数料については減額して頂きたい。</p>	<p>法定確認行為に係る業務量は変わらないため、これまでと同じ額の手数料を徴収します。また、原子力規制検査の手数料については、法定確認に係る手数料とは重複しないよう算出をしています。</p>
2	<p>1. 原子炉等規制法施行令（昭和 32 年政令第 324 号）の一部改正 （1）原子力規制検査に係る手数料の新設等</p> <p>政令で定める「941 万 1400 円を超えない範囲内」は原子力規制検査等に関する規則第 7 条但し書きで規定される「追加検査」の手数料であり、同規則第 7 条の「令第六十五条第二項の原子力規制委員会規則で定める額は、・・・それぞれ同表の下欄に定める額とする。」は別表によれば最大 568 万 3500 円と定められており、表現の見直しが必要と考える。</p>	<p>原子炉等規制法第 61 条の 2 の 2 第 2 項において、原子力規制検査は原子力規制委員会規則で定めるところにより行うと規定されており、当該規則により基本検査及び追加検査の区分等を具体的に規定することから、実費を勘案した手数料の額についても原子力規制委員会規則に規定することとし、上位法令である政令においては、原子力規制検査の手数料全体についての上限のみを規定することとしたものです。</p>
3	<p>1. 原子炉等規制法施行令（昭和 32 年政令第 324 号）の一部改正 （1）原子力規制検査に係る手数料の新設等</p> <p>「原子力規制検査に係る手数料を 941 万 1400 円を超えない範囲内において実費を勘案して原子力規制委員会規則で定める額」としているが、他の手数料が政令で具体的に定められていることと整合していないことから、政令で規定することが適切ではないか。</p>	<p>上記 2 で示した考え方を参照してください。</p> <p>なお、他法令（電気事業法など）においても、政令ではなく規則において、手数料の額を規定しているものもあります。</p>

<p>4</p>	<p>1. 原子炉等規制法施行令（昭和 32 年政令第 324 号）の一部改正  (1) 原子力規制検査に係る手数料の新設等  (意見) 手数料の取り扱いについて、透明性のある取り扱いとなるようお願いしたい。政令に基づく手数料であったとしても、検査者と被検査者の間で金銭の移動であり、実質的に検査にかかわる費用を被検査者である事業者負担させるものとなる。「検査官の立場が検査をしてあげる、事業者の立場が検査をしてもらう」といった関係性になり、検査官が事業者に取り込まれたり、反対に、取り込まれまいと事業者との十分な対話を避けたりする懸念がある。  (理由) 検査の実施者であり、検査に基づく可否の判定者である原子力規制委員会・原子力規制庁が活動原則である「独立した意思決定」に影響を受けたり、また、影響されていると疑念を持たれたりすることのないようにするため。</p> <p>2. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成 25 年政令第 53 号）の一部改正  (意見) 福島第一原子力発電所全体のリスクを低減させるために合理的な考えであると考えられる。  (理由) 事故により破損した原子炉を含む福島第一原子力発電所においては、異なる規制となる施設を抱えることは資源を分散させることにつながり、早急なリスク低減に支障をきたす。人的資源などは有限であり、発電所全体で効果的に資源を配置するうえで、規制の見直しは有益であるため。</p>	<p>1. について  手数料については、施設の種別や検査区分に応じて原子力規制委員会規則に規定する額を徴収します。徴収手続は会計法令に基づき会計担当職員が実施し、検査官が関わるものではありません。  なお、原子力規制検査については、各種ガイド類を整備して、事業者と効果的にコミュニケーションを図りつつ、独立した立場から厳正に検査を実施します。</p> <p>2. について  御意見のとおり、東京電力福島第一原子力発電所については、安全性を適切に確保しつつ、施設全体のリスク低減に必要な措置を迅速かつ効率的に講ずることが求められていると認識しています。今後も上記の認識の下、福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る安全規制を実施していきます。</p>
----------	---	--

<p>5</p>	<p>2. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成25年政令第53号）の一部改正</p> <p>（1）「第43条の3の34 発電用原子炉の廃止に伴う措置」の一部が適用除外されるとのことだが、その場合、「第43条の3の17 運転計画」のただし書きに、廃止措置計画の認可を受けた場合について規定されているが、適用除外された後の扱いを明確にしていきたい。</p> <p>（2）「第61条の2の2 原子力規制検査」には、発電用原子炉以外の核燃料物質等の使用等に対する規定も含まれているが、適用除外される範囲について確認したい。</p> <p>適用除外されるのは、発電用原子炉に関わる規定のみか、それ以外の事業についても適用除外されるのか。</p> <p>（3）「第43条の3の29 発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価」について、56号炉も適用除外されるとのことだが、この場合、旧炉規則77条の定期安全レビューの扱いについて確認したい。</p> <p>旧炉規則77条の定期安全レビューについては、経過措置で法43条の3の29の届出をするまでは、旧炉規則77条の規定は適用されることとなっている。</p> <p>福島第一原子力発電所では、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則」に規定がないため、定期安全レビューは対象外なのか、または、経過措置は適用となり定期安全レビューは対象となるのか。</p>	<p>（1）について</p> <p>原子炉等規制法第43条の3の17の運転計画に係る規定は、東京電力福島第一原子力発電所についても適用されています。ただし、本改正において、当該施設については、廃止措置に関する事項を実施計画に記載し認可を受けることとしており、廃止措置計画の認可といった手続がなくなるため、御指摘の原子炉等規制法第43条の3の17のただし書については適用されないこととなります。</p> <p>（2）について</p> <p>本政令の対象は、東京電力福島第一原子力発電所の発電用原子炉施設であり、当該発電所内にある使用施設等は対象外です。したがって、当該使用施設等については、原子力規制検査に係る規定（原子炉等規制法第61条の2の2）が適用されることとなります。</p> <p>（3）について</p> <p>御指摘の定期安全レビューに係る規定（旧実用炉規則第77条）は、原子炉等規制法第43条の3の22第1項に基づく保安措置等に関する規定です。一方、現行の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「1F規則」という。）第1条において、東京電力福島第一原子力発電所は、原子炉等規制法第64条の3第1項の認可があった場合には、保安措置等については実用炉規則の規定（第70条から第72条まで、第74条及び第88条を除く。）にかかわらず、1F規則の定めるところによるとされています。したがって、東京電力福島第一原子力発電所5号炉及び6号炉については、御指摘の旧実用炉規則第77条を適用することとする経過措置に係る規定も適用対象外となるため、定期安全レビューの対象外となります。</p>
----------	---	---

6	<p>4. 経過措置</p> <p>再稼働していないプラントの施設定期検査および定期安全管理審査については、既に手数料を支払い済みですが、長期停止中状態で施設定期検査および定期安全管理審査は完了しておりません。これらの手数料の控除は、どのような取扱いになるのか記載していただきたい。</p>	<p>手数料の控除の対象は、施行日までに検査又は審査に着手していないものを予定しており、経過措置として手数料の詳細を規定する原子力規制委員会規則等にて手当てすることとします。</p> <p>施行日までに既に検査又は審査に着手しているものについては、要領書作成、現地検査、文書・実地審査などを実施して行政コストが発生していますので、手数料控除の経過措置を規定しない予定です。</p>
7	<p>4. 経過措置</p> <p>原子力規制検査に移行することとなる溶接安全管理審査（旧法第 43 条の 3 の 13 第 3 項、旧施行令別表第一の第 36）について、既に手数料を納付しているもので施行日までに審査を実施していないものについては、原子力規制検査の手数料の納付において既に納付した額を控除することとするとされているが、「施行日までに審査を実施していないもの」では明確でなく、「耐圧時溶接安全管理審査に着手していない場合は控除の対象とする」等、着手していると判断する基準・条件について明確にして頂く必要がある。</p>	<p>上記 6 で示した考え方を参照してください。</p>
8	<p>4. 経過措置</p> <p>溶接安全管理審査について、既に手数料を納付しているもので施行日までに審査を実施していないものについては、原子力規制検査の手数料の納付において既に納付した額を控除することとする旨の記載があるが、今般の検査制度見直しにより制度自体が無くなる施設定期検査や定期安全管理審査については手数料の扱いが定められていない。</p> <p>施設定期検査の終了証や定期安全管理審査の評定結果を得ていないのに、手数料控除の扱いが無いのは不釣合いであると思われる。相応の手数料控除があるべきではないか。または、手数料控除が行えないならば、納付済み手数料に相当するサービスを既に事業者は受けているということだと思いが、その見解を頂きたい。</p> <p>その他、今回の検査制度見直しに伴って検査・審査の途中で制度が変わるもの全般について、納付済み手数料の考え方を示して頂きたい。</p>	<p>上記 6 で示した考え方を参照してください。</p>

9	<p>4. 経過措置</p> <p>「原子力規制検査に移行することとなる溶接安全管理審査について、既に手数料を納付しているもので施行日までに審査を実施していないものについては、原子力規制検査の手数料の納付において既に納付した額を控除することとする。」とされているが、控除の対象が「溶接安全管理審査かつ施行日までに審査を実施していないものに限定しているのはなぜか。仕掛かりの検査や施設定期検査や定期安全管理審査等について控除の対象とならないのはなぜか。</p> <p>また、控除を含めた具体的な手数料の支払い手続きについては、どのような手続きになるのか、またそれが規定される規制文書は何かを確認したい。</p>	<p>前段については、上記6で示した考え方を参照してください。</p> <p>後段については、現在具体的な運用を検討しているところですが、原子力規制検査実施年度の当初に必要な原子力規制検査の内容を対象事業者へ通知し、納入告知書により必要な手数料の納付を求めることを予定しています。</p>
10	<p>4. 経過措置</p> <p>溶接安全管理審査について、既に手数料を納付しているもので施行日までに審査を実施していないものについては、原子力規制検査の手数料の納付において既に納付した額を控除するとの記載がありますが、既に手数料を納付済みの「施設定期検査」や「定期安全管理審査」についても同様に対象として頂くようお願い致します。</p> <p>「施設定期検査」は要領書単位で申請件数と完了件数を、また「定期安全管理審査」についても文書審査と実施審査とで完了件数をカウントできることから、未実施分を計算することが可能です。</p>	<p>上記6で示した考え方を参照してください。</p>
11	<p>4. 経過措置</p> <p>本項では、手数料の経過措置として「溶接安全管理審査」に関する事項のみが述べられているが、施設定期検査及び定期安全管理審査に関しての経過措置はどうか。</p> <p>社内の会計管理上の手続きもあるため、費用の取扱いもしくは当該検査の終了について明確にしていきたい。</p>	<p>前段については、上記6で示した考え方を参照してください。</p> <p>後段については、施設定期検査及び定期安全管理審査については、施行日をもって旧制度の検査等は処分の如何によらず終了します。</p>

<p>12</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 ページの本文の 1 行目「原子炉等規制法施行令」： 改正対象の政令の名称は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」ではないのか？</li>   <li>・ 1 ページの本文の 1 0 行目「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉」は「試験研究用等原子炉、発電用原子炉」（または「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」）の誤記ではないか？</li>   <li>・ 1 ページの本文の 1 6 行目「改正法」とは、どの法律を指しているのか？</li>   <li>・ 2 ページの第 43 条の 3 の 8 第 1 項第 5 号の「原子炉施設」は「発電用原子炉施設」の誤記では？</li>   <li>・ 3 ページの条項欄の記載の一部に下線を付したのは、何を意味しているのか？（別表 1 との相違箇所を意味しているのであれば他にも下線を付すべき箇所があると思われる。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御指摘のとおり「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」を指します。なお、意見公募の資料において正式な法令名の用語を使用していないのは、政令案そのものでなく政令案の概要として資料を作成したため、慣例的に使用されている表現を用いたためです。</li>   <li>・ 御指摘のとおり、正しくは、「試験研究用等原子炉、発電用原子炉」です。</li>   <li>・ 令和元年 7 月 31 日原子力規制委員会資料 6 に記載のとおり「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 1 5 号）」を指します。</li>   <li>・ 御指摘のとおり、正しくは、「発電用原子炉施設」です。</li>   <li>・ 下線部は、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 1 5 号）」により追加された規定を意味します。</li> </ul>
-----------	---	---